

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査を実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体の被った損害を補てんするために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。また、同条第 2 項は、「前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から一年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」として、住民監査請求の期間制限について規定しています。

本件請求において請求人は、神奈川区内自治会が平成 24 年度から平成 26 年度までの地域活動推進費補助金の交付申請に当たり、交付額決定の基礎となる加入世帯数を水増しし、虚偽の申請を行ったことが明らかであるにもかかわらず、神奈川区長が補助金返還請求権の行使をしないこと等が財産の管理を怠る事実にあたること、及び当該怠る事実はいわゆる真正怠る事実であり、期間制限が適用されないことを主張しています。

怠る事実に係る住民監査請求については、原則として期間制限が適用されません。しかし、判例は、怠る事実を対象とした監査請求であっても、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合には、…当該行為のあつた日又は終わった日を基準として」法第 242 条第 2 項を適用すべきものであると判示しています（最高裁昭和 62 年 2 月 20 日判決）。

本件請求は、補助金の支出という特定の財務会計上の行為が違法であることを前提とし、当該行為が違法、無効であることに基いて発生する不当利得返還請求権の不行使をもって、財産の管理を怠る事実としているものにほかならないため、いわゆる真正怠る事実には当たらず、期間制限の適用を受けます。平成 24 年度から平成 26 年度までの補助金の支出については、請求日（平成 29 年 3 月 7 日）から一年以上前になされていることが明らかであり、財務会計上の行為の時から一年の請求期限を経過しています。また、請求期限を経過していることにつき正当な理由も認められません。

以上のとおり、本件請求は法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。